

長崎大学海外短期語学留学プログラムにおける学修の成果の取扱い

(平成18年 8月28日 教務委員会決定)

最終改正:平成24年 2月20日

本学学生の長崎大学海外短期語学留学プログラムにおける学修の成果の取扱いは、次のとおりとする。

1. 長崎大学海外短期語学留学プログラムにおける学修の成果については、長崎大学教養教育履修規程第22条第2項の規定に基づき、教養教育における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。
2. 前項による単位は、履修科目の登録の上限の単位数に含めないものとする。
3. 単位認定の申請書類は、教養教育事務室において取り扱う。
4. 単位認定は、英語小委員会又は初習外国語小委員会の審査結果に基づき、教養教育実施専門部会長が行う。
5. 単位認定の成績評価は、AA(100点－90点)、A(89点－80点)、B(79点－70点)、C(69点－60点)及びD(59点以下)の評語で表す。
6. 教養教育実施専門部会長は、申請者に単位認定書(所定の様式)を交付するとともに、所属の学部長に認定結果を通知する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年1月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、旧取扱い(第3項、第4項及び第6項を除く。)を適用する。